

『金融商品取引法・金融サービス提供法』

正 誤 表 ・ 補 記 表

以下のとおり修正し、お詫びいたします。また、一部補記しておりますので、ご活用いただけましたら幸いです。

該当箇所	誤・補記前	正・補記後
139 頁裁判例 5 下から 3 行目	2017 年 11 月 16 日には	② 2017 年 11 月 16 日には
162 頁下から 10 行目	およびこれらの取引の媒介	<u>店頭暗号資産デリバティブ</u> 取引およびこれらの取引の媒介
237 頁下から 2 行目	従来の 10 条（過料の制裁規定）が削除された	従来の 10 条（過料の制裁規定）は 97 条に移動した
240 頁下から 9 行目	販売」である。具体的には	販売」またはその代理、媒介である。「 <u>金融商品の販売</u> 」とは、具体的には
240 頁下から 1 行目	金融商品販売業者）であり、 金商法規定の金融商品取引業 の登録を	金融商品販売業者等）であり、 金商法規定の金融商品取引業 等の登録を
目次 15 頁見出し第 3 章、 248 頁見出し第 3 章	<u>金融商品仲介業</u>	<u>金融サービス仲介業</u>
目次 16 頁見出し 5、 259 頁見出し 5	認定 <u>金融商品仲介業</u> 協会	認定 <u>金融サービス仲介業</u> 協会
288 頁《な行》	認定 <u>有価証券仲介業</u> 協会	認定 <u>金融サービス仲介業</u> 協会

・ 74 頁【図表 17】

【図表 17】 NISA の運用と NISA 制度の見直し

1 2020 年改正

※掲載の図表

2 2023年改正

	つみたて投資枠	併用可	成長投資枠
年間投資枠	120万円		240万円
非課税保有期間(注1)	無期限化		無期限化
非課税保有限度額 (総枠)(注2)	1,800万円 ※簿価残高方式で管理(枠の再利用が可能)		
			1,200万円(内数)
口座開設期間	恒久化		恒久化
投資対象商品	積立・分散投資に適した 一定の投資信託 〔 現行のつみたてNISA対象商品と同様 〕		上場株式・投資信託等(注3) 〔 ①整理・監理銘柄②信託期間20年未満、高レバレッジ型及び毎月分配型の投資信託等を除外 〕
対象年齢	18歳以上		18歳以上
現行制度との関係	2023年末までに現行の一般NISA及びつみたてNISA制度において投資した商品は、新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置を適用 ※現行制度から新しい制度へのロールオーバーは不可		

(注1)非課税保有期間の無期限化に伴い、現行のつみたてNISAと同様、定期的に利用者の住所等を確認し、制度の適正な運用を担保
(注2)利用者それぞれの非課税保有限度額については、金融機関から一定のクラウドを利用して提供された情報を国税庁において管理
(注3)金融機関による「成長投資枠」を使った回転売買への勧誘行為に対し、金融庁が監督指針を改正し、法令に基づき監督及びモニタリングを実施
(注4)2023年末までにジュニアNISAにおいて投資した商品は、5年間の非課税期間が終了しても、所定の手続きを経ることで、18歳になるまでは非課税措置が受けられることとなっているが、今回、その手続きを省略することとし、利用者の利便性向上を手当て

(出典 金融庁ウェブサイト)